

平成 14 年 (ワ) 第 19276 号 平成 15 年 (ワ) 第 6732 号 平成 16 年 (ワ) 第 104 号

原 告 シ ャ ム ス リ 外 8 3 9 6 名

被 告 国 外 3 名

報 告 書

2 0 0 4 年 1 1 月 2 4 日

東京地方裁判所第 4 9 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 奥 村 秀 二

弁護士 幸 長 由 美

弁護士 沙 々 木 睦

弁護士 島 村 美 樹

当職らは、Batu Bersurat (バトゥ・ブルスラット) 村の M Rasad Dt Bandaro Sati 氏 (エム・ラサッド・ダトゥ・バンダロ・サティ、原告番号 N102) から下記のとおり聴取した。

記

第 1 身上関係

- 1 私は、1945年8月17日に旧バトゥ・ブルスラット村で生まれ(現在59歳)、現在は移転後のバトゥ・ブルスラット村に妻と子供ら7人家族で住んでいます。
- 2 学歴は、小学校(国民学校)卒業です。小学校卒業後は、父が病気だったので、家族の生活を支えるために働きに出ました。若い頃は、木の切り出し、漁、川舟の渡し、大工といった仕事をしていました。そして、18歳頃、ドゥマイで3年間出稼ぎをした後、バトゥ・ブルスラット村に帰り、約1年後の23歳の時に結婚しました。
結婚後、山を切り開き、農園を作り、ミカンの木を植え、収穫したミカン进行メダンで売りました。そして、売れたお金でまたミカンを買付けて、また売りました。このような仕事を9年間続けました。その後、買付けたミカンをジャカルタで売ようになりました。ジャカルタでは3年間、ミカンを売っていました。

私は、33、4歳の時に慣習法指導者になりましたが、しばらくして別の役職が付き、村を空けることができないので、行商ができなくなっていました。そこで、家畜を飼うことにし、水牛を2頭買い、その後、18頭にまで増やしました。また、農園の使用権を人から買い取ったり、雑貨屋をしたりしました。このような状況は本件ダム建設に伴う移転の直前まで続いていました。

- 3 私の当時の慣習法指導者としての地位は、村の慣習法長が病気でしたので、副慣習法長として、バトゥ・ブルスラット村の10のスク（氏族）を束ねるダトゥの地位にありました。

現在は、慣習法長の地位を継ぎました。

- 4 私は、移転前の村では、ゴム園、ミカン園、チョウジ園、水田を持っていました。また雑貨屋も経営していました。

ゴム園については、5筆あり、10ヘクタールくらいでした。このゴム園は他人が収穫しており、収益の3分の2はその人に、残り3分の1を私が貰っていました。この農園では、未加工のゴムが1日185キロとれました。ゴムの木は1ヘクタール約400本だったので、全部で約4000本ありました。本件移転の1996年当時、未加工のゴムはキロ当たり約1700ルピアでした。

ミカン園については、2筆あり、全部で4ヘクタールでした。ミカンは年1回収穫でき、収穫量は多いときで11トンありました。ただ、移転の1年前の収穫は、減っており、3トンから4トンの収穫でした。移転時は、花が咲いており収穫前でした。移転当時ミカンは1キロ1200ルピアでした。

チョウジ園は2ヘクタールあり、チョウジの木が900本植えられていました。ただ、チョウジが収穫可能になるには植え付け後9年から10年かかるところ、移転前は4年目だったので、まだ収穫したことはありませんでした。

水田は、2ヘクタールあり、年2回収穫でき、1回に1.5トン収穫できました。この収穫米は基本的には自家消費用でしたが、余れば私が経営していた雑貨屋でキロ当たり1200ルピアで売っていました。

私の経営していた雑貨屋では、移転直前は、月50万ルピアから300万ルピアの粗利益がありました。平均では150万ルピアくらいでした。

第2 移転前の村の状況

1 経済状況

移転前の村の状況は、経済的にはなかなかのものでした。村人は、平均的に水田、ゴム園、家畜（鶏、山羊、水牛、アヒル）を持っていました。畑では、バナナ、ココヤシ、マンゴ、マンゴスチン、ドリアン、ドック、ジャンプー、ピナンが収穫できました。

2 水の状況

当時は、カンパルカナン川の水を、飲料、水浴び、洗濯、皿洗いに使用していました。また、それ以外の川も利用していました。川から遠い人は自分で井戸を掘りました。ま

たインドネシア政府援助の井戸もいくつかあり、人々は基本的には川の水と井戸の水を使用していました。

3 その他の状況

村の人口については、2000世帯以上ありました。

また、ダルサラームという名の大きなプサントレン（イスラム寄宿学校）があり、約1200人の生徒がいました。この学校には小学校を卒業した12歳くらいの子が入学し、7年間の教育を受けます。住民の子より、村の外から通ってくる子の方が多かったです。この学校を卒業すると大学に入学することができました。したがって、僧侶の養成校より広い趣旨の教育機関といえます。

第3 移転の経緯

1 非公式説明の経緯

コトパンジャンにダムを建設するという話を初めて聞いたのは、1970年代終わり頃です。

ティガプラス・コトカンパール郡の郡庁（バトゥ・ブルスラット村）にリアウ州の8か村から慣習法指導者や長老たちが全部で200人くらい集められました。その場で、郡長や県職員からは、水力発電所がプロウ・ガダン村のあたりに建設されるということと、そのダム建設に伴って、8か村が水没するという程度の説明がなされただけでした。これに対して、住民側から、水没するとなると自分達はどこに行けばいいのか、補償はどのようになるのかといった質問が出ましたが、郡長は、「まだ決定していない、いずれ政府から知らせがある」としか答えず、そのまま説明会は終わりました。

その後、1983年頃に、県の第1アシスタントによる説明会がバトゥ・ブルスラット村で開かれ、この説明会に8か村の代表者が集められました。この県の第1アシスタントによる説明会は、人数が絞られていて、予め政府から招待状が送られていた者のみが参加することができました。私は招待されてこの説明会に参加しました。

この会合で、県の第1アシスタントは、「水力発電所ができ、あなた方の住んでいる地域が水没する。水没する財産については最大限補償する」という話がありました。しかし、移転先や補償について住民側が質問しても「後で、決定する。」という答えばかりでした。

県の第1アシスタントの説明では、移転はしなければならないことで、このダム建設に合意するかどうかということでした。当時のスハルト政権の下では、直接、ダムの建設を拒否することはできませんでした。そこで、こういう条件なら移転するという条件を出すことにしました。そして、8か村の代表の間で話し合っって17項目の要望書を取りまとめて、県の第1アシスタントに提出しました。これについて、県の第1アシスタントは後で話し合おうということでした。

その後、1990年頃まで、政府の方からはコトパンジャンダムについては何の話もありませんでした。私としては、ダムが建設されるとしても17項目の要望書を出して

いたので、その条件が検討されるものと思っていました。

2 公式説明の経緯

1990年頃、県知事のサレジャシット(当時)が、バトゥ・ブルスラット村に来て、住民を集めてコトパンジャンダム建設について、公式の説明をしました。住民たちは1000人近く集まっていました。

このときの県知事の話は、ダムが建設されて住民らは移転しなければならないが、移転先はすばらしいところだ、家は半恒久的なものできちんと住める、ゴム農園は収穫できる状態にあるものを渡す、住民の財産は畑の生姜まで全て補償する、電気は無料である、新しい村の方が今の村よりもいいというものでした。県知事の話はいいことづくめでした。このとき、県知事は、各財産の補償基準については説明しませんでした。

その後、バンキナンで、県の第1アシスタントと村の指導者との間で、移転することを前提として、移転先についての協議が開かれました。私は、副慣習法長としてこの協議に参加しました。県からは、移転先として南ジベルアン地区が示されました。しかし、この移転先は、旧村からは大変遠く、また他の地域の人のタナ・ウラヤット地でしたので、私たちは了解できませんでした。私たちは政府案に反対し、バトゥ・ブルスラット村のタナ・ウラヤット地でバトゥ・ブルスラット村の北方にあるラナ・スンカイ地区と、バトゥ・ブルスラット村の南方にある南バトゥ・ブルスラット地区を移転先案として提示し県側がこれに容れました。

3 バンキナン補償基準合意

そして、1991年の4月、リアウ州の各村からごく少数の代表者がバンキナンに集められて、財産の補償基準が決められました。そのような会合があることは、バトゥ・ブルスラット村の副慣習法長の地位にあった私には知らされませんでした。

この会議にはバトゥ・ブルスラット村からは、政府によって選ばれた2名が参加しました。参加するにあたってこの2名はほかの村の指導者らに全く相談しませんでした。そして、会議の場で補償基準に合意してきてしまいました。

このことは、この2名が村に帰って来てすぐに知りました。私は、村全体に関わる補償基準を2名だけで決めて来てしまったことを残念に思いました。しかし、すでに決められてしまったことについては、どうしようもありませんでした。当時の政治状況の中では、このバンキナン会議での決定に異議を唱えることはできませんでした。

決められた補償基準の内容については、会議の参加した者は村人の前に現れず、判りませんでした。参加者は、バンキナン会議で決まった基準があまりに低かったので、これが明らかになると村人から責められるとおそれていたのだと思います。

しかし、一方で、最も重要な補償基準を一部の者と政府との間で決められてしまい、その内容もはっきり分からないという状況ではひどすぎると考え、現状を訴え、改善求めるために、ジャカルタにアニスさんが行きました。これについては、私も応援しました。しかし、アニスさんがジャカルタや日本に行っても村では何も変化はありませんでした。アニスさんが帰ってきてから警察がアニスさんを探しに来たくらいです。

4 財産補償・移転同意書へのサイン

バンキナンで補償基準が合意される前から、財産調査が始まりました。住民たちの財産（土地、作物）を国家土地局（BPN）が直接、また建物（住民の家屋、モスク等）に関してはPU（公共事業事務所）も測量に参加しました。住民たちはBPNが測量する際に自分の財産に案内をしました。例えば農園を測量する際に、境界確認のために四方の土地を所有する人物も参加させました。そこで測量した結果をBPNが記録しました。それをBPNは事務所に持ち帰りました。

その後、測量から1年ほどしてBPNは財産目録の作成をはじめ、住民たちに財産目録へのサインを求めて来ました。このときは、財産目録に記載されている測量結果の内容に相違が無いか確認しただけで、問題がなければ住民はサインをしました。その際はまだ補償基準に関しては一切金額は書かれていませんでした。また、自身の財産目録の番号を自分で記録しておく住民もいました。大体半年から一年後、BPNが補償金を受け取るための招待状を住民に配りました。招待状によると、BRI銀行クオック支店に直接受け取りに行くということでした。プロセスとしては、小切手を受け取り、その後写真を撮影されました。その際に銀行側も参加しており、住民が小切手を手渡すと、直接銀行口座を開いてそこに預け入れる、という仕組みでした。

そして、この時に初めて住民は補償基準を知りました。この補償基準はとても低い基準であり、私を含め村人らは、びっくりするとともに腹が立ちました。

93年頃から2回にわたって補償金の支払いが行われました。この補償金の支払は、政府側が作成した財産目録に記載された財産が対象となっており、私については、一応全部の財産について目録を作成してもらえましたが、村人のなかには、財産の全部について目録を作成してもらえないまま、補償金の支払いが終わってしまった人も聞いています。

またこうした財産補償の手続と平行して、1992年頃に、移転同意書へのサインを求められました。この移転合意書は、村の移転先に集団移転するか、補償金だけもらって移転するか、集団農場に行くか、を選択するものでした。これについて、慣習法指導者においてバトゥ・ブルスラットのウラヤット地を放っておくことが嫌だったから、2番目、3番目の選択股は選ばないようにと村人に呼びかけました。

移転合意書にサインをした後、移転先を見に行きました。政府が作っていた移転先の家屋はとても居住に適しているとは言えないものでした。私は、政府の約束事が満たされていないことに大変な衝撃を受けました。このとき私は、強制的に移転させられるのだ、政府に騙されたと感じました。

5 移転過程について

1992年8月に最初にプロウ・ガダン村が移転しました。彼らも移転する前に移転地の状況を見に行った結果、彼らは移転することを拒否しました。しかしプロウ・ガダン村の人々は強制的に移転させられました。私は運転手として仕事をしている際、軍隊が来て、住民に銃を向けているところを実際に目撃しました。

バトゥ・ブルスラット村は、95年と96年の2回に分けて移転しました。

移転に際しては、私は、抽選で家の番号が決まったときに、事前に下見に行っていました。移転先は、事前の政府説明とは全く違っていました。まず、家は、素晴らしい家だと聞いていたのに、壁も板が張られただけの本当に掘っ立て小屋という状態のものであって、台所もなく生活するための設備は見受けられませんでした。トイレはただ土を掘った簡易的なものが準備されていただけでした。また、農園は焼き畑すらされておらず、もちろん、約束されたゴムの木は植えられていませんでした。公共設備についても、村の道はアスファルト舗装するということがあったが、舗装されているのは村の大通りだけで、赤土だらけで雨が降れば通れないような状態でした。また、モスクは、あるにはありましたが、とても小さくて、毎週のお祈りに使えるようなものでは到底ありませんでした。

このような状況を知ってはいましたが、移転には、政府からトラックが差し向けられ、軍や警察がパトロールするなかで行われており、移転を拒否して居座ることなど到底できませんでした。村人らは、文字通り泣く泣く移転しました。

第4 移転後の村の状況

1 先にも説明しましたが、昔のバトゥ・ブルスラット村は豊かでした。

米は2毛作を営んでおり、住民の多数は米を買う必要はありませんでした。また住民たちはゴム園やヤシの木、果樹園（コーヒー、バナナ、ミカン等）を持っており、これで日々の生活に必要なものを賄うとともに、これら売って日常の買い物や子どもの教育費に必要な現金を賄っていました。野菜等も自給しており、買う必要はありませんでした。また、住民は家畜として水牛を飼っていました。多い人は何十頭も飼っていましたが、少なくとも2頭は飼っているのが通常でした。まとまったお金がいるときにはこの水牛を売って賄っていました。

経済的に豊かでしたので、慣習法や宗教に基づく人々の関係も、お互いに尊重しあつてうまくいっていました。コミュニティの絆の強さもありました。

カンパル川は、住民の生活にとって重要な意味を持っており、慣習法上断食に入る前に川で清めをし、赤ちゃんが生まれたときは川で清めをしました。また断食明けのお祝いの後には小舟レースをしました。カンパル川は、住民にとって体についた悪いものを流し清めることができる神聖な川でした。

2 しかしこうした豊かな生活は移転によってなくなりました。移転させられた住民たちは泣いていました。私も泣きました。上述の通り、移転先にはインドネシア政府が約束したものは何もありませんでした。移転する前に私は移転したら自分の子孫はどうなるのかを考えたことがありましたが、最悪の結果になってしまったと思います。

村の住民のほとんどは、今回の移転で生活が苦しくなっています。一番の問題は未だにゴム園でゴムの生産ができていないことです。このことによる損害はお金では数え切れないくらいです。

経済的に苦しいことから、以前のように住民には、宗教上、慣習上の行事のことを考える余裕がなくなりました。自分たちの生活のやりくりで精一杯です。男たちはまず家族が食べていけることが最優先です。女たちは食べていくために体を売るということも起こっています。

子どもたちも、以前のように学校に行くことができなくなっています。どの親も食べていくことに必死で、教育よりもまず米を買って食べるのが優先になっています。たくさん子どもたちが経済的な理由で学校を中退しています。これもゴム園からの収穫が未だにないのが大きな理由です。

第5 私が受けた補償等

私自身の状況も多く住民たちと同じような状況にあります。移転当時は補償金とインドネシア政府による食料等の現物支給で何とか生活をしていましたが、移転によって、私の収入は実質的に4分の1くらいになりました。ですから、インドネシア政府からの生活扶助が切れたときは生活が大変でした。

私は移転前から商売をしていましたので、現在は他の人よりは少しは状況がいいかも知れませんが、それでも慣習法指導者として、私のスク（氏族）の生活を支えることはとてもできません。

自分の子孫のことを考えると、自分たちに対して行われた不正を糾さなければならぬと考え、今回の訴訟に参加しました。

以 上